



令和3年度税制改正大綱のお知らせ

令和2年12月に、令和3年度の税制改正大綱が閣議決定されました。

今回は、所得税・資産税・消費税を中心に知っていただきたいポイントを抜粋してお知らせします。



所得税に係る改正



☆住宅ローン控除の要件緩和

特別特例取得に該当する住宅の取得等をした個人が、その家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住した場合には、住宅ローン控除の期間を3年間延長（控除期間13年）とする。

特別特例取得とは、消費税等の税率が10%の住宅の取得等で、下記の区分ごとにそれぞれ定める期間内に契約締結したもの。

- ① 居住用家屋の新築…令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
 - ② 分譲住宅の取得・既存住宅の取得・家屋の増改築等…令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間
- なお、今回の改正により床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋を取得した場合にも適用ができる。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年は適用しない。

☆退職所得課税の見直し **令和4年分以後の所得税について適用**

勤続年数が5年以下である役員等でない者の退職所得については、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1の計算を適用しない。



資産税に係る改正



☆教育資金の一括贈与の贈与税の非課税措置の見直し **令和3年4月1日以後の信託等により取得するものについて適用**

- ① 教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（一定の場合を除く。）は、贈与者からの全ての贈与（改正前：贈与者の死亡前3年以内の贈与）のうち、死亡日において教育資金として使っていない残額がある場合には、その残額を相続等により取得したものとみなす。

なお、一定の場合とは、死亡の日において、受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合等が該当します。

- ② 上記①により相続等により取得したものとみなされた残額について、贈与者の孫やひ孫に相続税が課される場合には、その残額に対する相続税額に対し、相続税額の2割加算の対象となります。
- ③ 令和5年3月31日まで（2年間）延長

☆結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

- ① 贈与者から相続等により取得したものとみなされる残額について、贈与者の孫やひ孫に相続税が課される場合には、その残額に対する相続税額に対し、相続税額の2割加算の対象となります。
- ② 受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられる。
- ③ 令和5年3月31日まで（2年間）延長

☆住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し **令和3年1月1日以後の贈与により取得するものについて適用**

- ① 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に契約を締結した場合の非課税限度額と同額とする。
- ② 受贈者の要件について、贈与を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げる。



消費税に係る改正



☆仕入税額控除の計算について **適用開始：令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用**

課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができる。



※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：松本）